

西宮市高齢者交通安全啓発推進員制度実施要綱

(目 的)

- 1 この制度は、長寿社会における交通安全対策の一環として、高齢者の自主的な交通安全広報啓発活動を推進するとともに、交通安全意識の向上を進め交通事故の防止を図ることを目的とする。

(名 称)

- 2 推進員の名称は、西宮市高齢者交通安全啓発推進員（以下「推進員」という。）とする。

(委 嘱)

- 3 推進員は、西宮市長、西宮警察署長、甲子園警察署長、西宮交通安全協会長、甲子園交通安全協会長（以下「委嘱権者」という。）の連名による委嘱状を交付して委嘱する。

(選定基準)

- 4 西宮市老人クラブ連合会理事長は、老人クラブの会員で、交通安全活動に理解があり、推進員としてふさわしい者を委嘱権者に推薦するものとする。ただし、委嘱権者が特に認めた場合はこの限りでない。

(委 嘱 数)

- 5 単位老人クラブごとに1名以上とする。ただし、必要に応じて増員することができる。

(活 動)

- 6 推進員の活動は、自由意思に基づくボランティア活動とする。

(活動内容)

- 7 推進員は、年4回（春・夏・秋・年末）の交通安全運動チラシ等の配布をするとともに、老人クラブ等地域の高齢者に対し広報啓発を行い交通安全意識の高揚を図る。

(期 間)

- 8 委嘱を受けた日から2年間とする。

(連 絡 員)

- 9 推進員の中に連絡員を置く。
 - (1) 連絡員は、推進員相互の連絡を図り、推進員の活動を掌理する。
 - (2) 連絡員は、西宮市老人クラブ連合会の理事をもって充てる。

(事 務 局)

- 10 推進員の事務局は、西宮市土木局土木総括室交通安全対策課に置く。

付 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。